

# 税務・財務情報 第2805号

## 企業版ふるさと納税の創設

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につきまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいか！お考えいただき、お分かりにくい点につきまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘正人

### 株式会社トータル財務プラン



税理士法人トータル財務プラン  
行政書士法人トータル財務プラン  
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail [topp@hi-ho.ne.jp](mailto:topp@hi-ho.ne.jp)

# 企業版ふるさと納税の創設

## 1 はじめに

平成 20 年より地方創生を目的としてふるさと納税が創設されました。自治体より返礼としてもらえる多種多様な特産品や、テレビなどのメディアに頻繁に取り上げられたことも相まって、多くの方々がこのふるさと納税という制度を利用するようになってきました。

現状のふるさと納税は個人・法人どちらも対象となっています。しかし、実情としては個人での適用が大半で、法人で寄附をしてもメリットが無いこともあり、ふるさと納税を行う法人はほとんどありませんでした。

そこで、さらなる地方創生の推進のために、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されることとなりました。

## 2 制度の概要

### A. 適用時期

地域再生法の改正法の施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に支出した場合

地域再生法の改正法の施行日はまだ確定していませんが、平成 28 年度中には適用できる見込みです。

### B. 税額控除の内容

現行の寄附金税制では、地方公共団体への寄附金は全額損金算入が認められています。今回の税制はその措置に加え、さらに寄附金額の 3 割の税額控除が可能となります。

具体的な税額控除の内容は下記のとおりです。

#### ①法人事業税額からの税額控除

- ・平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度  
→支出した寄附金の額の合計額×10%（当期の法人事業税額の 20%が限度）
- ・平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度  
→支出した寄附金の額の合計額×10%（当期の法人事業税額の 15%が限度）

#### ②法人住民税額からの税額控除

- ・平成 29 年 3 月 31 日までに開始する事業年度
  - (ア)道府県民税  
→支出した寄附金の額の合計額×5%
  - (イ)市町村民税  
→支出した寄附金の額の合計額×15%
- (ア)、(イ)ともに当期の法人住民税法人税割額の 20%が限度

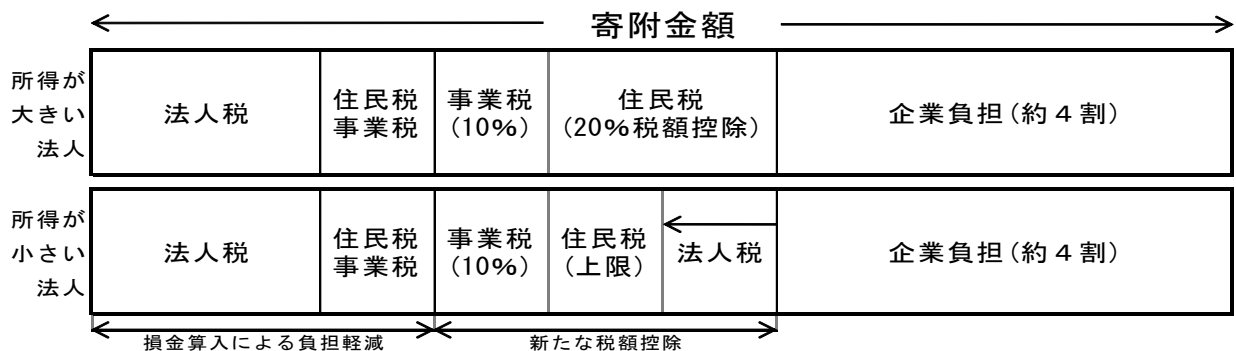
- ・平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度
  - (ア)道府県民税
    - 支出した寄附金の額の合計額×2.9%
  - (イ)市町村民税
    - 支出した寄附金の額の合計額×17.1%
- (ア)、(イ)ともに当期の法人住民税法人税割額の 20%が限度

### ③法人税額からの税額控除

- (ア)上記②で控除しきれなかった金額  
または
  - (イ)支出した寄附金の額の合計額×10%
- (ア)、(イ)いずれの場合も当期の法人税額の 5%が限度

したがって、法人税の実効税率を 30%とした場合、100 万円を寄附すると、現行の寄附金税制の 30 万円と、企業版ふるさと納税の 30 万円の合計 60 万円が減税されることとなります。なお、1 企業における 1 事業当たり寄附金額の下限は 10 万円です。

### 【税額控除のイメージ】



### C. 対象となる地方公共団体

地方版総合戦略を策定する地方公共団体が対象となります。

ただし、次のいずれにも該当する地方公共団体は、対象団体から除外されます。

- ・地方交付税の不交付団体であること
- ・市町村については、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている団体であること

→上記の要件に当てはまる地方公共団体は、東京都や 23 特別区などがあります。

また、企業の本社が立地する地方公共団体についても対象外となります。

### D. 優遇措置を受けるための手続き

① **2** の C の地方公共団体は、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごと創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い地方創生事業（重要業績評価指標（KPI）の設定、PDCA の整備等）について、地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。

②認定を受けた地域再生計画に記載された地方創生事業に対し企業が寄附を行った場合に、当該寄附について税額控除を受けることができます。

自治体は予め寄附金の使い道について国に報告をし、地域活性化への効果があると認定されなければならないので、企業が行った寄附金の使い道は決められています。

#### E. 寄附企業に対する地方公共団体の行為の制限

この企業版ふるさと納税が企業と地方公共団体の癒着に繋がる恐れがあるため、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える次のような行為を行うことを禁じています。

- ・ 寄附額の一部を補助金として供与すること
- ・ 入札や許認可で便宜を図ること

#### F. 特産品について

個人でふるさと納税を行った場合はお礼として特産品をもらえる地方公共団体が多く、それがふるさと納税の大きな魅力に繋がっています。

企業版ふるさと納税については、**2**のEで述べた様に、寄附をした企業へ経済的利益を与えることを禁止しているため、個人の時のような特産品はもらえませんが、寄附をした企業の社員が利用できる公共施設の優待券を与えるなどのお礼は認められているようです。なお、法人がこのようなお礼を受け取った場合は、受贈益になるため収益として認識する必要があります。

### 3 企業版ふるさと納税のメリット

現時点で考えられる企業版ふるさと納税のメリットは大きく2つあります。

#### 【企業のPR】

地方公共団体へ寄附をしたことによるPR、広告による企業のイメージアップを図ることが出来ます。イメージアップ、PR等により企業の認知度が向上すれば、新規顧客の獲得、さらには優秀な従業員の雇用に繋がることが期待できます。

#### 【従業員の福利厚生】

寄附をしたことによりお礼として受け取った優待券などを従業員への福利厚生として活用することができ、従業員のモチベーション向上に繋がることが考えられます。

### 4 最後に

企業版ふるさと納税は、寄附をした金額のうち、企業負担額が4割となるため、節税という観点から見れば節税効果が期待できる税制ではありませんが、企業のPRやイメージアップ、地域社会への貢献に役立つ制度なのではないかと思います。

何かご不明点などございましたら弊社までお問い合わせください。